

日弁連総第20号

2010年(平成22年)5月19日

甲府刑務所長 平 間 進 殿

日本弁護士連合会

会長 宇都宮 健 児

勸 告 書

当連合会は、Aの申立てに係る人権救済申立事件(2007年度第23号人権救済申立事件)につき、貴所の対し、以下のとおり勧告する。

第1 勧告の趣旨

本件は、施設内での集団暴行事件の発生という異常事態に過敏になり、隔離の要件も必要性もないまま、いわば予防隔離として隔離を実施し、かつ漫然と51日間も継続したものであり、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律76条1項1号の要件を欠く違法な処遇であり、個人的人格と尊厳を保障した憲法13条、国際人権(自由権)規約7条(非人道的取扱いの禁止)、同規約10条(人道的かつ尊厳に基づく取扱い)及び拷問等禁止条約16条1項に違反するものであり、人権侵害と断ぜざるを得ない。

よって、当連合会は、甲府刑務所長に対し、隔離の措置をとるのは、単に規律秩序が害される一般的、抽象的なおそれがあるだけでは足りず、個々の具体的事情の下で、規律秩序の維持の点で放置することができない程度の障害が生じる具体的な危険性が認められる場合に限って許され、その場合も規律秩序を維持するため必要な限度を超えてはならず、できる限り短期間で解除するよう、勧告する。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

**徳島刑務所からの移送に伴う
不当隔離に関する人権救済申立事件
調査報告書**

2010年5月7日

日本弁護士連合会

人権擁護委員会

事件名 徳島刑務所からの移送に伴う不当隔離に関する人権救済申立事件（2007年度第23号）

受付日 2008年（平成20年）1月16日

申立人 A

相手方 甲府刑務所

第1 結論

甲府刑務所長に対し、以下のとおり勧告するのを相当とする。

「本件は、施設内での集団暴行事件の発生という異常事態に過敏になり、隔離の要件も必要性もないまま、いわば予防隔離として隔離を実施し、かつ漫然と51日間も継続したものであり、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律76条1項1号の要件を欠く違法な処遇であり、憲法13条、国際人権（自由権）規約7条（非人道的取扱いの禁止）、同規約10条（人道的かつ尊厳に基づく取扱い）及び拷問等禁止条約16条1項に違反するものであり、人権侵害と断ぜざるを得ない。

よって、甲府刑務所長に対し、隔離の措置をとるのは、単に規律秩序が害される一般的、抽象的なおそれがあるだけでは足りず、個々の具体的事情の下で、規律秩序の維持の点で放置することができない程度の障害が生じる具体的な危険性が認められる場合に限って許され、その場合も規律秩序を維持するため必要な限度を超えてはならず、できる限り短期間で解除するよう勧告する。」

第2 人権救済申立ての概要

申立人は、2007年12月4日に徳島刑務所から甲府刑務所へ移送された受刑者である。同年11月16日に徳島刑務所第2工場で暴動があり、11月19日に説明のないまま単独室へ収容された後、12月3日に「移入調整」のためとの理由で甲府刑務所への移送を告知され、翌4日に甲府刑務所へ移送された。

徳島刑務所からは、移入調整であり移送により不利益はないと言われたが、1月24日の移送以来、甲府刑務所で隔離処遇を受けている。暴動には関与していないのに不当であるので、救済を求める。

第3 調査の経過

2008年 1月16日 人権救済申立書受付

2月 7日 予備審査開始決定

2009年 1月23日 本調査開始決定

予備審査及び本調査に際し、以下のとおり申立人、徳島刑務所、甲府刑務所へ照会をなし、各々から次のとおり回答を得た。

・申立人

2009年 8月11日 照会書発信

8月20日 回答書受信

・徳島刑務所

2008年 3月 3日 照会書発信

3月27日 回答書受信

7月25日 照会書発信（第2回）

8月25日 回答書受信（第2回）

2009年 4月17日 照会書発信（第3回）

5月15日 回答書受信（第3回）

8月11日 照会書発信（第4回）

9月 2日 回答書受信（第4回）

・甲府刑務所

2008年 3月 3日 照会書発信

3月31日 回答書受信

7月25日 照会書発信（第2回）

8月13日 回答書受信（第2回）

2009年 4月17日 照会書発信(第3回)
6月10日 回答書受信(第3回)
8月11日 照会書発信(第4回)
9月16日 回答書受信(第4回)

第4 調査の結果(認定した事実)

申立人の申立書, 照会結果及び両刑務所へ照会した結果によると, 事実関係は以下のとおりである。

1 申立人の収容, 処遇の経緯

2007年9月20日 高松刑務所から徳島刑務所へ移送。

徳島刑務所在監中は, 隔離または制限区分4種指定としての単独室収容歴はなかった。

同年11月16日 徳島刑務所で暴動事件が発生したが, 申立人は関与していない。

同年11月19日から12月3日 移送手続上の必要から単独室収容となる。

同年12月4日 徳島刑務所から甲府刑務所へ移送。

徳島刑務所は, 移送に当たり, 移送の理由は移入調整であり, 受刑態度を問題とする不良押送ではないので, 移送先で不利益処遇は受けないと説明していた。

同年12月4日から2008年1月23日 「隔離」(51日間)。

甲府刑務所は, 申立人へ隔離の理由を告知することはなかった。隔離期間中, 一切の集団処遇がなされなかった。

2008年1月23日 隔離中止。

同年1月23日から2月20日 単独室収容(出役待機)。

同年2月21日 工場出役。

2 移入調整の理由

徳島刑務所は、第2回目の照会回答で「平成19年11月16日、当所において発生した集団暴行事案を受け、施設の警備力を確保の上、当所の規律及び秩序を維持し、平穏な処遇環境を維持する必要性から、同種事案発生への懸念及び単独室の確保を目的として収容調整を図ったものである」と回答している。

暴動発生の際には別として、暴動発生後に同刑務所が乱れた規律秩序を回復しようと、収容者の移入調整をはじめとした方策を考えることは止むを得ざるものであり、その方策及び対象者の選定は刑務所の裁量の範囲内であると考えられる。

3 隔離の理由

申立人を受け入れた甲府刑務所は、第2回目の照会回答で「申立人は、徳島刑務所における職員への集団暴行事案の発生後間もなく、同所から移送された者であり、移送に至った状況等を踏まえて、当所において他の被収容者と接触させることにより当所の規律及び秩序を害するおそれが認められたため、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第76条1項第1号に基づき隔離とし」と回答した。

しかし、以上の回答は抽象的であるので、申立人を隔離とした具体的理由を照会するも、同様の回答しか得られなかった。

そこで、どのような処遇歴を持つ受刑者として引き継がれたかを知るために、両刑務所へ移送に当たり引き継いだ申立人の受刑態度等に関する情報を照会したが、徳島刑務所はまったく返答しなかったし、甲府刑務所は第3回目の照会回答で保安上の理由から回答を差し控えるとの回答であった。

ただし、徳島刑務所は、第4回目の照会回答の中で、間接的に申立人には隔離や制限区分による単独室収容歴がなかったことは認めた。

4 隔離を解除した理由及び解除後の処遇

甲府刑務所に対し、申立人に対し「隔離」を解除した理由を照会したところ、第3回目の照会回答で「当所において同人の動静を観察するなどした結果、平成20年1月23日に、他の被収容者と接触させることにより、隔離を継続し

なければならぬほどの規律及び秩序を害するおそれがあるとは認められないと判断し、隔離を中止した、との回答であった。

これについても、中止に至った具体的理由と中止までに51日間を要した理由を問い合わせたが、以前と同様の回答以上のものは得られなかった。

なお、隔離処分解除後、申立人は制限区分第3種、優遇区分第3類として工場に出役している。

また、隔離解除から工場へ出役するまでに約1月を要しており（出役待機期間）、この間も隔離同様の処遇であり、このことにも問題があるが、申立ての趣旨と離れるので本調査では触れていない。

第5 判断

申立人にとっては、高松刑務所から徳島刑務所に移送されて間もない時期に、自らが全く関与しない外的理由により、さらに甲府刑務所に移送され、かつ、甲府刑務所ではいきなり51日間も「隔離」処遇にされたものであり、誠に不本意なことであったことは想像に難くない。しかも、不利益処遇はないと説明を受けていたのに、これまで経験したことのない隔離による単独室収容であり、一切の集団処遇の機会も与えられなかった。申立人の不満には一定の共感を覚えるところである。

隔離とは、基本的に約5平方メートルの狭い居室内に24時間収容されることを指し、作業も居室内で行う。運動も入浴も一人であり、講演等やサークル活動等の集団処遇にも一切参加できない。また、共同室では1日2～3時間可能なテレビの視聴もできず、刑務所内では数少ない貴重な教養や娯楽の時間と機会も大幅に制限されている。

以上のように、隔離は、他の受刑者との接触及び交通はほぼ完全に遮断された、人間の社会性に反する過酷な不利益処遇である。

例えば、徳島地方裁判所は1986年7月28日、「昼夜間独居が本来社会的

存在である人間としての生活のあり方とかけ離れた不自然な生活を強いるものであり、その継続はそのこと自体過酷であって受刑者の心身に有害な影響をもたらすだけでなく、行刑の目的の一つである社会生活への適応そのものを阻害するおそれがある」と指摘している。

このような認識を踏まえ、監獄法改正に当たり、旧法では隔離に該当する厳正独居は原則6か月、3か月ごとの更新と規定されていたが、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）では原則3か月、1か月ごとの更新と厳しく制限されるに至ったのである。

しかし、2007年5月になされた拷問禁止委員会の最終見解の中で、法が昼夜間独居処遇の使用を制限する規定を設けているにもかかわらず、長期にわたる昼夜間独居処遇が継続して用いられていることについて深い懸念が表明されている。具体的には、特に以下の点が問題とされた。

- 1 3か月後の更新に制限がないというように、事実上、昼夜間独居処遇の期間に制限がないこと。
- 2 10年を超えて独居とされている被拘禁者の人数。1つの例では42年を超えている。
- 3 昼夜間独居処遇が懲罰として使用されているとの訴えがあること。
- 4 昼夜間独居処遇とされている被収容者に対して、精神障害について不適切なスクリーニングしかなされていないこと。
- 5 昼夜間独居処遇を課す決定に対して、通常の処遇に戻すための効果的な手続の不足。
- 6 昼夜間独居処遇の必要性を決定する際の基準の欠如。

また、2008年10月の第5回政府報告書に対する国際人権（自由権）規約委員会の総括所見の中で、明確な基準ないし不服申立ての機会もないまま一定の受刑者を「収容区画」に隔離する実務を廃止するべきである旨の指摘を受けており、すでに一般的意見として長期間の独居拘禁は国際人権（自由権）規約7条に違反することが、以前から指摘されている。

ところで、法76条1項1号は、隔離の要件として「他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき」と規定しているが、隔離は前述のとおり人間の社会性に反する過酷な不利益処遇であり、個人の人格と尊厳を保障した憲法13条、国際人権（自由権）規約7条（非人道的取扱いの禁止）、同規約10条（人道的かつ尊厳に基づく取扱い）、拷問等禁止条約16条1項及び拷問禁止委員会や国際人権（自由権）規約委員会から懸念が表明されていることを勘案すると、隔離の要件は厳格に解釈されなければならない。

すると、この要件に該当するというためには、刑事施設の長において、単に規律秩序が害される一般的、抽象的なおそれを抱いているだけでは足りず、個々の具体的事情の下で、規律秩序の維持の点で放置することができない程度の障害が生じる具体的な危険性が認められる場合に限り許されるというべきである（最1小判平成18年3月23日は、表現の自由に関するものであるが、同様な判断基準を示している。）

加えて、規律及び秩序を維持するためにとる措置は「被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない。」（法73条2項）とする比例原則に即して行わなければならない。

本件にあっては、確かに移送を受けた甲府刑務所としては、暴動事件があった刑務所からの移入であるが、徳島刑務所から引き継がれた身分帳からして、申立人は暴動事件には関与していないこと及び隔離処遇等の単独室収容歴がないことも明確であり、かつ、移送そのものが申立人の個人的事情とは関係ない、徳島刑務所の「規律秩序を維持し、平穏な処遇環境を維持する必要性」という刑務所側の事情によるものであることも明らかであった。

したがって、甲府刑務所としては、隔離にすべきなら合理的、具体的根拠のない申立人を、「規律秩序を害するおそれ」のみで隔離にすることは厳に控

えるべきであったし、まして51日間も隔離を継続する理由は見出し難い。

隔離を中止した理由も明確でなく、「動静を観察するなどした結果」中止としたとの回答は、結局、甲府刑務所の「おそれ」は杞憂に過ぎなかったことを示すものである。

本件は、施設内での集団暴行事案の発生という異常事態に過敏になり、隔離の要件も必要性もないまま、いわば予防隔離として隔離を実施し、かつ漫然と51日間も継続したものであり、法76条1項1号の要件を欠く違法な処遇であり、憲法13条、国際人権（自由権）規約7条（非人道的取扱いの禁止）、同規約10条（人道的かつ尊厳に基づく取扱い）及び拷問等禁止条約16条1項に違反するものであり、人権侵害と断ぜざるを得ない。

よって、「第1結論」のとおり勧告するのが相当である。